

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

島原市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成24年10月25日

## 市役所を名乗る医療費還付金詐欺に注意！

今年五月にも注意喚起を行いました、再び還付金詐欺の手口が発生しています。

### 相談事例

今日、自宅に市役所を名乗って電話があった。「先日、医療費を払いすぎているので、還付金があるという書類を送っていたが返答がなく締め切りを過ぎてしまった。書類では間に合わないが、電話で還付の手続きができる。携帯電話は持っているか」という。

テレビで同様の詐欺手口を見たことがあったため、「持っていない」と答えたところ、いきなり電話を切られた。

### 消費生活センターからのアドバイス

- 1 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って、医療費、保険料を払いすぎているため還付しますと、電話をかけお金を騙し取る手口です。
- 2 携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導され相手の指示通りに操作し、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際は振込みをさせます。還付金をATMで返還することはありません。
- 3 ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、一度電話を切り必ず自治体に確認しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を  
長崎県消費生活センター 095-824-0999  
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)...午前9時～午後5時  
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口